

島交規甲第28号
令和2年1月17日

各警察署(隊)長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

道路使用許可期間の取扱いについて(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条の規定に基づき、警察署長及び高速道路交通警察隊長が行う道路使用許可について、令和2年4月1日より下記の通り運用することとしたので、適切な取扱いに努められたい。

記

1 道路使用許可期間の変更の趣旨

道路使用許可の期間は、許可対象行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる必要最低限度の期間において許可しており、特に法77条第1項第1号に定める道路工事等に係る許可申請においては、これまで、原則1か月を超えない期間内としていたところである。

しかしながら、近年、道路交通網の発達や人口減少社会の到来等により、交通量が減少した道路が見られるなど以前より交通の妨害の程度が低くなっていること、技術革新による工事の安全性の向上や規制緩和による申請者の負担軽減など社会情勢の変化に対応していく必要がある。

2 道路使用許可期間の基準

道路使用許可の期間について、その最長の期間を、道路使用許可期間の基準(別表)のとおりとする。

なお、道路使用許可期間の基準については、あくまで最長の期間を示したものであり、許可期間の判断にあつては、従来通り交通管理上必要と認められる必要最低限度の適切な期間とすること。また、基準を超えて許可する必要が認められる場合は、交通部交通規制課と事前に協議すること。

3 運用開始日

令和2年4月1日以降に受理した申請から適用することとし、事前に周知を図るよう努めること。

道路使用許可期間の基準

	道路使用の分類	期間の基準
1 号	仮設道路を設置し現状の交通容量を確保する大規模な道路工事等	3か月以内
	道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下道工事、こ道橋工事等	
	移動入浴作業等（注1）	6か月以内
	架空線作業、マンホール作業、採血作業等	1か月以内
	ゴンドラ作業、搬出入等作業等	7日以内
2 号	石碑の設置、電柱の設置、バス停標示施設の設置、ベンチの設置、上屋の設置、アーケードの設置、日よけの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、掲示板その他の広告板の設置、電柱の添架広告物の設置、取付看板の設置、情報提供装置の設置、公衆用ごみ容器の設置等	申請の期間（道路の占用許可の期間と同一）
	立看板の設置、横断幕の設置、飾り付けの設置、建築作業用工作物（仮囲い等）の設置等	1か月以内
	舞台、やぐら等の設置	7日以内
3 号	露店、屋台店、靴磨き等の店、商品の陳列台等	1か月以内（定型的なものは1年以内（注2））
4 号	みこし、ロケーション、人寄せ、消防訓練、祭礼行事、集団行進、寄付金募集、宣伝物交付等	7日以内
	車両装飾（街頭宣伝）等	1か月以内
	路上競技等	7日以内
	自動運転実証実験（注3）	6か月以内

（注1）移動入浴車の入浴作業に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成30年12月14日島交規乙第786号本部長通達）によること。

（注2）「定型的」とは、年間を通じ、出店日、出店場所が特定されており、毎月1回以上定期的に出店されるものをいう。

（注3）自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いについて（令和元年9月24日島交規甲第1763号本部長通達）によること。